

○1 番（川上陽平）登壇 皆さんお疲れさまです。

私は、自由民主党福岡市議団を代表して、妹尾俊見議員の代表質疑に加え、補足質疑として、有床診療所の防火対策、地場企業の育成、債権管理について質問いたします。

まず最初に、有床診療所の防火対策についてですが、昨年 10 月に博多区の有床診療所において 10 名ものとうとい命が失われる火災が発生しました。このような惨事は二度と繰り返してはならず、早急な原因の究明と再発防止策を講じることを最優先に取り組むべきと考えます。

そこで、今回の火災の出火原因と被害拡大の原因の究明については、現在どこまで進んでいるのか、お尋ねいたします。

また、今まで聞こえてくる話では、通報のおくれや防火管理体制の問題、また、防火戸の作動不良などが言われております。いろいろなことが重なってこのような大惨事になったのだと思われます。

火災後、それぞれの所管において、市内の病院や診療所について立入点検や調査を行い、その結果も公表されていますが、それぞれどのような立場で、また、どのような視点で点検や調査を行ったのか、違反があった施設に対し、どのような指導を現在行っているのかをお尋ねいたします。

そして、今回、残念ながら被害に遭われた方々は高齢者の方々ばかりでした。いわゆる災害弱者と言われる方々が利用するような施設は、一旦火災が発生すれば大きな被害を伴う危険性があります。人命を最優先すべき施設で、多くの患者の方々が病ではなく火災で亡くなられたことは残念でなりません。施設の安全確保については、まずは、その施設の所有者や管理者の責任において適切に維持管理されることが特に大事だと思いますが、行政としても当然何らかの形で関与することが必要であると思ひます。

関係部局では、それぞれの法令に基づき、このような施設に対して今までどのような形で関与してきたのか、お尋ねいたします。

次に、地場企業の育成についてお尋ねします。

地場企業は、地域経済の主要な担い手であり、貴重な雇用の場でもあります。中でも公共工事に携わる地場企業は、福岡市の発展や安全、安心のまちづくりに必要な社会基盤の整備に欠かせない存在であり、特に災害が発生した場合には、一番に現場に駆けつけ応急工事を行うなど、危機管理の面からも福岡市にとってなくてはならない存在です。しかし、昨今、建設労働者不足や労務費、資材価格の高騰など、建設業を取り巻く環境は大きく変化しており、地場企業にとっても厳しい状況が続いております。このような状況下で福岡市が持続的に発展していくためにも、福岡市を下支えしている地場企業を常日ごろから育成し、振興していかなければならないという観点から質問を行ってまいります。

公共工事に携わる地場企業は、工事を施工していく中で施工能力などが向上し、育成されていくものではないかと思ひます。そのためにも、地場企業が受注する機会をふやし、また地場企業に優先して発注していくことが重要だと考えています。

そこでまず、地場企業の受注機会の拡大や優先発注について、市はどのような取り組みを行っているのか、お尋ねいたします。

次に、債権管理についてです。

本市は、これまで市債発行額の抑制や必要な財源の確保など、財政健全化に取り組んできました。景気回復の進捗などによって市税収入の増加が見込まれるものの、社会保障関係費の増加や公共施設の大量更新期の到来などが見込まれており、今後も厳しい財政状況が続いていくものと予想されています。このため、昨年 10 月に策定した財産有効活用プランに基づいて、未利用地の売却や貸し付け、行政財産の余裕部分の活用など、市有財産のさらなる有効活用や広告事業の推進などに取り組み、新たな財源を確保しようとしています。

このような中で、今議会に債権管理条例が提案されました。福岡市は、市税や国民健康保険料、学校給食費を

初めとするさまざまな債権を持っています。これらの債権は、いわば財産の一つであり、しっかりと管理しなければなりません。万一、これらの債権が滞納となった場合には、直ちに督促や催告を行うとともに、払おうとしない滞納者に対しては厳しい態度で臨むことが必要です。反対に、どうしても払うことができない方に対しては、悩みを聞き、真摯に相談に乗ってあげる態度が必要であります。担当職員の方々は日々努力されていることは承知しています。担当者の御努力には大いに敬意を表するものであります。昨年の決算特別委員会で多くの収入未済額、つまり滞納金が残っていることを知り、大変ショックを受けました。当局からの説明によると、自治体の債権には、各種法律に基づいて課税あるいは賦課されて発生する公債権や、貸付金のように本人との契約などによって発生する私債権というように、幾つかの種類に分類されているとのことです。また、市税や国民健康保険料のように、自治体みずから滞納者の財産を調査して強制力を持って財産を差し押さえし、最終的には取り立てや売却によってお金にかえることができる非常に強い権限を持っている強制徴収債権と、そのような強制力はなく、最終的には裁判所を通してしか回収できない非強制徴収債権があるとお聞きしました。市役所が持っている債権はさまざまであり、債権回収に関する法的手続も異なるのですが、一旦債権が発生した以上、本来は支払ってもらわないといけないものです。

そこでお尋ねしますが、税外収入金について、過去5年間の収入未済額及び不納欠損額の推移をお答えください。

市はこれまで、債権回収に取り組んでこられたことは私も承知しております。例えば、市税や国民健康保険料では既に対策本部を立ち上げ、執行体制の構築や、差し押さえなどの滞納処分の強化など、債権回収に向けた取り組みを着実に実施してきたと理解しています。

しかし、なぜ収入未済額や不納欠損額が減少しないのか、その原因をお尋ねいたします。

また、今回、当局から債権管理条例が提案されましたが、それはどのような目的によるものなのでしょうか。加えて、収入未済額の減少などについてどのような効果が期待できるのか、お答えください。

以上で1問目を終わり、2問目以降は自席にて行います。

○1番（川上陽平） まず、有床診療所の防火対策についてですが、ベッド数19床以下の有床診療所は、大病院を退院した患者の方々の地域での受け皿であり、治療やリハビリに毎日通うお年寄りにとって痛めた体を治すだけでなく、心のよりどころとなる憩いの場にもなっていると聞いております。そのような規模の小さな有床診療所には、自動火災報知設備やスプリンクラー設備の設置の義務はなく、また、資金に余裕がなければ、法律に基準のない消防設備の設置や防火扉の定期点検については経費をかけてまで実施するはずもなく、日ごろの防火に対する備えが不十分であったと思われまます。

スプリンクラー設備などについては、その設置に多額の費用を要することから、ほとんどの有床診療所に整備されていないのが現状であり、厚生労働省の調査では、有床診療所の病棟のうち91%の病棟がスプリンクラー設備を設置していないとの結果が得られています。有床診療所の診療報酬が病院に比べ低く設定されており、経営状態がよくない施設が多いという話も聞きますが、仮に病院と同等の診療報酬体系であれば何らかの対応ができたのではないのでしょうか。今回の火災が博多区の一医療機関だけの問題であるとは思えません。

消防設備などについては、法的な規制だけでなく、設備設置の補助や診療報酬体系の見直しなど、経営的な側面から支えることが必要と考えますが、所見をお伺いいたします。

次に、地場企業の育成についてお尋ねいたします。

地場企業の育成の入り口として、地場企業の受注機会を拡大することは重要であり、特に可能な限り分離分割発注を行って、経験の少ない、比較的小さな企業にも受注機会をふやしていくことは地場企業の底上げにもつながるため、これまでと同様に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

その一方で、受注した地場企業には、しっかりと責任を持って工事に取り組んでもらい、その工事を通して技術力、施工能力の研さんに努めてもらう必要があるとも考えております。福岡市民が常日ごろから利用する社会

基盤を整備しているという自覚を持って、工事の品質に責任を持ち、できるだけよいものをつくっていただく。このためにも、よい仕事をした企業が報われる仕組みが重要であり、そのことが企業のモチベーションにもつながり、施工能力の向上につながるのではないのでしょうか。

そこで、市は企業の施工能力を評価し、すぐれた企業が優遇される取り組みは行っているのか、お尋ねします。

また、工事において、市も必要な指導やアドバイスを行っているとありますが、その内容を広く公表して、他の企業の参考にすることが地場企業の育成にもつながると思います。そのような取り組みについても、あわせてお答えください。

次に、債権管理についてです。

先ほどの答弁をいただきましたとおり、税外債権の収入未済額は、近年 160 億円台で推移しており、不納欠損額は 30 億円台後半から 40 億円台になっているとのことです。これだけ多くの滞納金が残っており、しかも不納欠損の処理まで行っているということは、もし仮にこれらをきちんと確保できていれば、さまざまな施策の財源となり得たということではないのでしょうか。例えば、さきの議会で小学校 15 校に対するエアコン設置費用が予算に計上されました。全ての小中学校へのエアコン設置に係る全体事業費のうち、市費負担額は約 40 億円ということですから、もし不納欠損処理を行っていなければ全校一斉に設置するだけの財源があったといえます。厳しい財政状況だからこそ、より一層の徴収強化が求められるのではないのでしょうか。

市は、この債権管理条例の制定によって、適正な債権管理手続を全庁的に推進しようとしています。また、効果的な滞納整理を行うため、市役所内部で持っている滞納者に関する情報を利用しようとしています。これらの趣旨はよく理解できます。しかし、この条例を制定するだけで収入未済額や不納欠損額の減少につながるのでしょうか。

市は、債権回収に向けてどのように取り組んでいこうとしているのか、お尋ねいたします。

先ほどのお答えによると、当局は債権放棄に関する処理基準を債権管理条例に規定し、この条例に基づいて回収不能な債権の不納欠損処分を行っていくとのことですが、これでは安易な不納欠損処分が行われるのではないかと危惧しております。この点をどのようにお考えでしょうか、お答えください。

また、滞納者情報についてですが、当局のお考えでは、法令等の範囲で共有を図ろうとしているとのことです。一体どのような範囲で共有を図ろうとしておられるのでしょうか、そして、そのことは個人情報の保護の観点から心配ないのか、あわせてお尋ねします。

私は、病気や失業などによって支払いたくてもどうしても支払うことができない方に対しては、お一人お一人抱える事情を丁寧に聞いて適切な対処をしてあげるべきだと思います。しかし、納付できるはずなのに納付しないような滞納者に対しては、差し押さえや裁判所を通じた回収を強力に行っていかなければならないと考えます。今まで以上に法的な手続を厳格に行っていかなければ、160 億円もの収入未済額を解消することはできませんし、安易な不納欠損につながりかねません。もっと積極的に法的措置を行っていくべきだと考えます。

昨年度に実施された貸付金に関する包括外部監査では、機動的、効率的な債権回収事務ができるよう、訴えの提起や和解などに関する市長専決処分事項の範囲を拡大するよう改善すべきであるとの意見が出されました。

そこでお尋ねしますが、市長の専決処分事項について、これまでの改正の経緯や他の政令指定都市の状況はどうなっているのかお伺いして、2 問目を終わります。

○1 番（川上陽平） 3 問目に入ります。

まず、有床診療所の防火対策についてですが、これまでの答弁をお聞きし、各局の常日ごろの行政としての取り組みというのはわかりましたが、博多区の診療所の火災後、報道等では行政の縦割り、防火扉の点検、スプリンクラー設備などの防火設備設置費用に係る慢性的な窮状や消防団車庫に設置されたサイレンの音の問題など、さまざまな課題があるとされていました。また、博多区の火災でも、消防団車庫に設置された招集サイレンを鳴らしていれば、一人でも二人でも命を救えていたかもしれないという分団の方のコメントも新聞で報道されてい

ました。確かにいろんな問題もあるのですが、サイレンについては危険を知らせる効果や、それだけ火災が発生しているとの情報を地域に知らせる効果もあり、抑止力にもつながると考えます。地域の理解を得ながら、きちんと鳴らすことができるよう検討していくべきだと思いますので、要望しておきます。

また、国においては、博多区の有床診療所の火災を受けて、消防庁が主催する予防行政のあり方に関する検討会のもとに、厚生労働省及び国土交通省と連携し、学識経験者や病院関係者などによる有床診療所火災対策検討部会が設置され、そこでは、消防庁、厚生労働省、国土交通省が連携を図り検討を行っております。本市においても、やはり消防局、住宅都市局及び保健福祉局の関係部局である3局が情報の共有を図り、連携を密にして有床診療所の防火などに関与することが、効率的で効果的な市民の安全確保につながるのではないのでしょうか。

そこで、関係部局による連携の取り組みはどのように進めているのか、お尋ねいたします。

また、あわせて、国の有床診療所火災対策検討部会では、効果的な訓練の実施や防火設備の適切な維持保全のあり方、スプリンクラー設備の検討、火災通報装置の設置及び自動火災報知設備との連動など、ソフト面、ハード面の両面での防火対策のあり方について検討が進められていると聞いております。市の当局としては、その検討結果や国の動向に留意し、市としてできること、また国等への働きかけが必要なものはないかなど、制度的なものも含め、根本的な今回の火災原因等を究明し、二度とこのような大惨事が起きないようにしっかりと対応していくよう強く要望しておきます。

次に、地場企業の育成についてですが、先ほどの答弁では、すぐれた企業が指名競争入札での指名回数や総合評価方式での企業評価において優遇されているとのことであり、地場企業のモチベーションの向上が図られることは、地場企業の施工能力の向上につながると考えますので、今後とも、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

ただ、総合評価方式の企業評価について一つ懸念していることがありますので、そのことについて触れておきたいと思っております。

企業評価の中には、企業の施工能力を評価する項目として、同種工事の施工実績という項目がありますが、これは公共機関等が発注する工事の施工実績があれば加点されるものとなっております。施工実績を評価項目とすること自体は、公共工事の品質確保という観点から一定の意義はあると考えますが、施工実績を公共機関等が発注する工事に限定する必要があるのでしょうか。特に建築工事に多いのではないかと考えますが、民間の工事において実績を積み、すぐれた技術力を有する企業も福岡市には多く存在します。このような企業は市発注の総合評価方式では、そのすぐれた施工能力や企業努力が適正に評価されていないのではないのでしょうか。

以前、市営住宅の工事の案件について総合評価方式の結果を見ましたが、ある企業は品質管理や安全管理を評価する技術提案ではトップの評価点を獲得していました。しかし、企業評価項目では公共機関等が発注した工事の実績が乏しいため、施工実績を評価されず、落札できなかったというものでした。このように民間の工事でも実績を積み、技術提案でトップの評価を受けるほどのすぐれた企業が市の工事を受注できないということは、市としても企業のすぐれた施工能力を生かす機会を失っているということではないのでしょうか。企業のすぐれた能力を活用していくことは、総合評価方式の真の目的である工事の品質確保につながりますし、すぐれた企業がさらに能力を伸ばしていけば、地場企業全体の底上げ育成にもつながっていくと思っております。

総合評価方式においては、公共機関等が発注する工事の実績にとらわれず、民間工事の実績を取り入れ、品質管理や安全管理等の技術提案で評価を得た企業が市の工事を受注できる仕組みについて検討していただくよう要望しておきます。

次に、債権管理についてです。

本市における訴えの提起や和解に関する市長の専決処分事項の上限額については、他の政令指定都市と比較しても金額が小さく、最後に見直されてから何と50年が経過しております。私は先ほどの答弁をお聞きして、債権回収をしっかりと進めていくためにも、基本的には上限額の拡大を図ることが適当であると考えます。もちろん市長の専決処分事項の範囲を決めるのは議会の専権事項となっておりますので、今後、議会においてしっかりと

と議論していきたいと思ひます。

昨年6月に策定した行財政改革プランに基づく取り組みの一環として、債権管理条例を制定し、さらに、昨年立ち上げた歳入向上推進本部を中心として、全庁的に適正な債権管理や徴収強化に向け、特段の取り組みを進めていこうとする当局の姿勢は大いに評価できるものであり、基本的には賛成の立場です。しかし、それには債権回収にしっかりと取り組んでいくという市としての強い決意が前提だと考えます。

最後に、歳入向上推進本部の本部長である貞刈副市長に債権回収に対する決意をお伺ひして、私の質問を終わります。